

## 法曹養成問題に関する

## 自民・公明の提言（提案）に対する意見

## これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士の会（司法を考える会）

代表世話人 中村憲昭（札幌） 吉岡和弘（仙台） 和田吉弘（東京）  
 齋藤和紀（千葉） 那須國宏（愛知） 瀨瀬和義（愛知）  
 国府泰道（大阪） 白浜徹朗（京都） 火矢悦治（岡山）  
 野垣康之（愛媛） 向原栄大朗（福岡）

（１） 2014年4月9日、自民党政務調査会の司法制度調査会・法曹養成制度小委員会合同会議から「法曹人口・司法試験合格者数に関する緊急提言」（以下、提言という）が、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームから「法曹養成に関する緊急提案」（以下、提案という）が、それぞれ発表された。両党において精力的に検討を重ねられ、この重要な時期に相次いで提言（提案）を発表されたことについては敬意を表するものであるが、その内容については以下に述べるように重大な問題があることを指摘せざるを得ない。

（２） 司法試験合格者数について、自民党の提言は2016年までに1500人程度、公明党の提案は「まずは1800人程度とし、その後……調査検討を踏まえつつ、1500人程度を想定する必要もある」としている。しかし、1500人程度にただけでは、現状の問題点が解消する可能性はほとんどないと言わなければならない。すなわち、合格者数1500人を維持したままでは、弁護士人口は将来6万人程度で安定することになる。現在の約3万5000人程度の弁護士人口でも、ほぼ飽和状態で弊害が発生しているというのに、その倍近くの弁護士数を維持できる可能性はほとんどない。1000人が維持されれば、将来4万人弱で安定することになり、これが最大限ギリギリの数字であると考えられる。

（３） 法科大学院については、どちらの提言（提案）も、基本的に統廃合を進めるというだけである。しかし、現在の法科大学院制度そのものが法曹離れを生み出しているのであり、その抜本的改革を考えない限り、真の根本的解決はあり得ない。

（４） 公明党の提案は、予備試験の制限を大胆に主張している。具体的には、①経済的困窮者か社会人経験者でない受験できなくする、法科大学院生の受験資格を剥奪する、一定年齢以下の者は受験できないようにする等の受験資格制限、②予備試験の試験科目、科目数、試験内容を今より厳しくして試験のハードルを上げる、③予備試験合格者数の削減が提案されている。

しかし、法科大学院の志願者数は年々減少し、昨年の適性試験志願者数は5377人であるのに対し、予備試験の出願者数は年々上昇し、昨年は1万1255人になっている。法科大学院の不人気と弁護士業の魅力の低下によって法曹志望者が激減している中、かろうじて予備試験がその下支えをしている実状にある。このとき、予備試験を制限するようなことがあれば、法曹志望者の激減に一層拍車をかけることになりかねない。法曹を志す人の最後のよりどころとなっている予備試験を制限するべきではない。なお、閣議決定（2003年3月28日）においても、「新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき」であり、「両者の公平性が保たれるように」しなければならないとされており、この観点からも法科大学院擁護のために予備試験の合格者数を削減することは許されない。

（５） 公明党の提案は、経済的支援の問題について詳しく述べている。その内容は、現状よりはかなり改善されるものとなっており、ここまで具体的に検討していただいたことについては敬意を表したい。しかし、法曹養成は国家的責務であるとの観点からは、給費制の復活こそが求められなければならない。司法試験合格者数の大幅削減とセットで、給費制の復活を図るべきである。

「司法を考える会」賛同者のメーリングリストに加わって下さい！ 司法に関する様々な情報をお届けします

●メーリングリストに加わります。 お名前（ ） 弁護士会（ ）  
 登録番号（ ） 期（ ）

メールアドレス（ ）

メーリングリストに参加ご希望の方は、03-5940-6831までFAXして下さい。

【事務局事務所】東京都文京区大塚5丁目6番15号ワイビル502 大塚市民法律事務所 電話03-5940-6830

弁護士 米倉洋子（司法を考える会事務局長代行）